

1. BM 再定義

1-1-1. BM 業の成長シナリオ構築に関する事業

【目的】

- ① 「提供側視点から、ユーザー側視点」での BM 業のあるべき姿の構築
- ② 具体的な BM 業の成長シナリオの構築

【事業報告】

ビルメンテナンスのニーズを「ユーザーのビジネス（経営）に貢献する」という視点で捉え直し、新たな事業領域を生み出すことを目的に、BM の再定義に着手した結果、4つの新たなビルメンテナンスのビジネスコンセプト案を策定し、次年度以降に具体的なビジネス化を進めることとした。

1-1-2. 設備管理の再定義と技術者教育の見直し

【目的】

- ① 「ユーザー側視点」で、求められているビル設備管理技術者像の定義
- ② 求められるビル設備管理技術者を増やすための教育と資格制度の構築

【事業報告】

ビル設備管理事業戦略 WG を開催（4 回開催）し、下記項目を実施したうえで報告書を取りまとめた。

- (1) 設備管理におけるユーザーニーズの確認及び掘り起こしのため、ユーザーへのヒアリング調査を実施した。

その結果、次のユーザーニーズが得られた。

- ① 建物規模によってニーズが異なる。
- ② ワンストップサービスが求められている。
- ③ オーナーの属性によってニーズが異なる。

- (2) オーナーニーズの分析を行った結果、オーナーを経済的（費用）に満足させられるサポートが求められていることを把握した。

- (3) WG で設定した『ビル設備管理技術者像』と上記「(1)、(2)」を対比検討した結果、あるべき「ビル設備管理技術者像」として、次のように定義した。

『建築設備の現状の性能レベルを日常的に診断、把握し、現状に合った設備運転を実施することにより、長期的経済効果を付与できる者』

- (4) 本年度は、ユーザー側視点の技術者像の再定義で留まり、教育制度と資格制度の構築については、次年度以降検討することとした。

1-1-3. エレベーター閉じ込め救出制度の再検討

【目的】

- ① 国民の安心・安全の確保、救出ビジネスの構築

【事業報告】

- (1) エレベーター閉じ込め救出作業者基礎研修を平成 29 年 2 月 24 日に 2 地区（東京、大阪）で開催し、東京地区で「34 名」大阪地区で「36 名」の基礎研修修了者を輩出した。
- (2) 本制度に類似した ELV 救出に関する講習があるか調査した。その結果、建物（共同住宅）の住民に講習を実施する企業もあり、現在、さまざまな形態で救出に関する講習が行われていることを把握した。
- (3) 協定を締結しているエレベーター会社（三菱、日立）と企画運営会議を開催して検討を行った。

その結果、本制度は、①「社会的正義、人道的観点」と「ビジネス」が混在しているため制度が複雑であること、②ビル所有者からビル管理業務（ELV 保守業務含む）を委託されていることが前提条件だが、現状 ELV 保守業務は直接 ELV メーカーと契約を結ぶケースが多いため、本制度は受講資格のハードルが高いこと、この 2 点が制度普及の課題であることを確認した。

結論として、本年度は救出ビジネスの再構築はできず、再構築のための整理を実施したところに留まった。

2. 市場影響力強化

2-2-1. 社会的正義の観点からの入札制度改善に関する事業

【目的】

- ① 「公正な競争入札」「適正な予定価格」など、社会的正義の観点で矛盾した入札事例（明確な不備がある仕様書、積算していない予定価格、最低賃金が担保できない価格、等）の把握と改善
- ② 会員求心力の強化

【事業報告】

「公正な競争入札」「適正な予定価格」など社会的正義の観点で矛盾した入札事例の把握と改善、また「会員求心力の強化」「会員満足の上昇」を目的として次の事業を実施した。

- (1) 本事業の PR 及び基礎調査のため、9 地区でプレゼン・主要経営者へのヒアリングを実施し、第 1 期生モデル地区の立候補を募った。
- (2) モデル地区立候補検討中の地区協会において、各地区別説明会を開催し、第 1 期生として、群馬協会、愛知協会、滋賀協会を選定。それぞれのモデル

県協会において本事業をスタートさせ、「地域入札情報のリスト化」「平成29年度入札に当たっての情報収集体制の確立」「問題事例の抽出」「第三者委員会の設置準備」を行った。

その結果「地域の問題事例の把握」「協会員の問題意識の高まり」などの効果を上げ、会員求心力の強化に繋がった。

さらに「地元議員（滋賀県）への勉強会」を実施したことにより、「政治との関係の改善・強化」などの効果を上げた。

(3)第2期生として立候補の石川協会で説明会を実施、モデル地区に選定した。

3. 会員事業支援

3-3-1. 会員限定の営業支援サービス開発事業

【目的】

① 会員の（非会員に対する）差別化を最も分かりやすい形で推進（営業支援）

【事業報告】

「会員と非会員の明確な差別化」を目的として、会員の営業支援を行うウェブサイト（ユーザーニーズを把握し、会員にのみ提供する）の開発に向けて、検討した結果、本年度は、本事業の土台となる会員名簿システムのシステム化を優先し、「会員限定の営業支援サービス」は次年度以降開発することとした。

3-4-1. 外国人技能実習生受け入れの促進

【目的】

① 外国人技能実習生を介したビルクリーニング技術の海外移転及び国際貢献

② 会員企業における技能実習生の活用

【事業報告】

技能検定複数等級化と合わせて地区本部単位で説明会を開催し、会員及び監理団体向けに、技能実習生の活用について周知を図り、ベトナム協会及び（一社）エリアマネジメント推進協会との協力による事業スキーム等を紹介した結果、説明会では8会場合計で780人が参加した。

入国後1月研修の一環として、エリアマネジメント推進協会が設置したびわ湖研修センターにおいて、10月（22・23日）と4月（15・16日）に、51名の技能実習生に対しビルクリーニング訓練を実施した。

5月22日には技能審査基準が改訂され、ホテル等で働く技能実習生に対し、ベッドメイク作業を含めた客室整備作業の実習が厚生労働省より許可された。

3-4-2. 就労・雇用支援サービスの開発事業

【目的】

- ① BM 就労者の絶対数増加
- ② 会員の人材募集費削減支援

【事業報告】

(1) BM 就労者確保のための雇用支援サービスの開発

斯業への就労可能性のある労働者側のニーズを満たすことによって、就労者確保策の開発を目指すにあたって、労働者カテゴリー（高齢者、専業主婦、学生、障がい者、等）別にニーズを整理した。

また、雇用支援サービスの具体的なプランは、次年度に引き続き検討・構築していくこととした。

(2) アビリンピック大会の支援

上記のカテゴリーのうちで、「障がい者」の就労実現のための一助として、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が主催する「アビリンピック」山形大会の実施に協力した。

3-5-1. 労働災害防止の指導・支援

【目的】

- ① 会員の経営リスク軽減の支援
- ② 従事者の安全確保支援

【事業報告】

(1) 労災災害発生報告システムの運用と事例集

労災災害発生報告システムで各地協会の労働災害を集計してフィードバックし各地協会の労働災害防止の一助とした。

また、「災害発生報告・事例集」を刊行し、各地協会の安全大会等を通じて従事者に配布するなど、労働災害防止に努めた。

(2) 労災保険収支改善優良地区協会の表彰

労災保険の収支改善に優良な実績をあげた地区協会を表彰した。

(3) 緑十字賞の推薦

労働安全衛生に関する長年の功績による緑十字候補者を各都道府県協会に募り、選定をして中央労働災害防止協会に推薦した。

(4) 安全優良職長顕彰の推薦

一定の技能を有し、現場および部署で優良な成績を挙げた職長等を各都道府県協会に募り、選定をして厚生労働省に推薦した。

3-5-2. 災害復興全国体制・協定の策定

【目的】

- ① 災害復興全国協定（仮称）の構築と、協定による会員の入札優位性の確保
- ② 災害時被災地のインフラ工事を「公的に」実施できる環境の確立

【事業報告】

各地区協会や自治体との間で締結が進んでいる「防災防止協定」「相互支援協定」の全国的普及と支援のための「災害防止協定策定専門委員会」を起ち上げた。これにより、災害復興全国協定の構築をはじめ、上記目的を達成するためのシナリオを策定し、以下のとおり実施した。

- (1) 会員向けアンケートをふまえた災害防止協定モデル（案）を策定した。
- (2) 東日本大震災と熊本地震のヒアリング調査を実施し、「避難所衛生マニュアル（仮称）」の基礎データとなる報告書をまとめた。
- (3) 「避難所衛生マニュアル（仮称）」の一部原稿を策定した。

以上の成果は、29年度事業「ビルメンテナンス・サービスの新しい仕組みの開発・推進」の一つに組み込み、具体化を進めていくこととした。

3-5-3. 各種保険の加入勧奨

【目的】

- ① 会員の経営リスク軽減の支援
- ② 地区協会の収益支援

【事業報告】

- (1) 月刊誌へ案内チラシを積極的に同梱するなど、会員に対して、加入メリットを理解してもらうための機会を拡大した。
- (2) 地区協会の保険勧奨メリット（収益支援）の理解を高めるため、保険代理店と連携して準備を行い、説明会を29年度初頭に実施することを決定した。
- (3) 多様化する雇用形態を鑑みて、2種類の新保険「外国人雇用リスク回避支援」「災害復興における従事者の被災リスク回避支援」について検討し、それぞれ課題の把握をした。29年度も継続審議として、実現可否を含めて検討を行う。
- (4) JBMA ホームページ内の保険の案内をリニューアルし、保険料の見積り等が容易に取れるように改善した。

3-6-1. 会員実態調査の実施

【目的】

- ① 継続的な会員・業界データ（主に経営・労務）の把握
- ② 時代ごとの重点課題等、業界実態の把握
- ③ 調査データの協会事業への活用

【事業報告】

- (1) 平成 28 年 6 月 22 日～8 月 22 日の期間で、会員を対象とした調査を実施した。サンプル数（回収率）は本社 2,405（38.8%）、支社・営業所 356（43.0%）であり、今回の全体回収率 39.3%は、前回より 1 ポイント下がった。
- (2) 調査結果を掲載した「ビルメンテナンス情報年鑑 2017」を発行し、官公庁・関係団体、図書館等に広く配布して業界の理解促進に努めた。
- (3) 第 48 回（平成 29 年度）実態調査に向けて、情報年鑑や調査項目・実施体制など大幅な見直しを行った。特に回収率向上を図るため、各地協会には「調査担当役員」、会員には「調査担当者」の選任制度を創設した。

3-6-2. 国際情報の収集・提供

【目的】

- ① 各国 BM 情報（日本に有益な情報、日本に影響を及ぼし得る情勢等）の把握
- ② 国際情報の協会事業への活用
- ③ 日本の BM 情報の世界への発信（世界的影響力の強化）

【事業報告】

昨年度世界大会で基調講演を行った世界保健機関（WHO）（スイス/ジュネーブ）に御礼を兼ねて訪問し、国際的な公衆衛生に関する情報を収集できるように今後の連携を約束した。

3-6-3. 世界連盟及びアジア連盟への参画

【目的】

- ① 国際的パートナーシップによる業界課題の共有と協働体制の確保
- ② 国際的役割への貢献による日本の業界価値の向上

【事業報告】

世界連盟理事会及びアジア連盟理事会に出席し、加盟国として意見を述べることによって、組織の維持発展への貢献、及び協働体制の確保に努めた。

また、第 6 回アジアビルメンテナンス大会（韓国）について、日本代表団を結成して参加することによって、日本の取り組みを報告するとともに、他国の状況報告などの情報収集を行い、共有した。

これらの活動を通して、我が業界の社会的な存在価値向上に努めた。

4. 業界健全育成

4-7-1. 従事者研修の実施

【目的】

- ① 人的要件の整備（法令事項の完遂）

【事業報告】

- (1) (公財) 日本建築衛生管理教育センター、指定団体等とで構成される建築衛生管理中央団体協議会を開催し、建築物衛生法の適正な活性化と情報交換を行った他、登録業種（3号、5号、6号、7号）ごとに設置されている協議会において、従事者研修等の質の向上と円滑な実施に向けた連携を図った。
- (2) 指定団体及び登録機関として、下記の事業を実施した。
- ・清掃作業の企業講師研修を38都道府県で開催した。
 - ・清掃作業従事者研修を9県で開催した。
 - ・空気調査用ダクト清掃作業従事者研修を7都府県で開催した。
 - ・貯水槽清掃作業従事者研修を8県で開催した。
 - ・排水管清掃作業従事者研修を7都道府県で開催した。
 - ・防除作業従事者研修を7県で開催した。
 - ・協会講師・登録講師講習会（清掃）を10地区で、及び防除作業従事者研修会指導者講習会を東京都で開催した。
 - ・登録研修機関の支援を実施した。
 - ・企業内研修の証明事業を実施した。

4-7-2. 建築物環境衛生管理技術者及び監督者講習会等の開催支援

【目的】

- ① 人的要件の整備（法令事項の完遂）

【事業報告】

(公財) 日本建築衛生管理教育センターが実施する講習の開催支援を行った。

4-7-3. 建築物衛生法の改正

【目的】

- ① 国民ニーズに適合した建築物環境の向上、拡大のための法制度整備

【事業報告】

「すべての国民に衛生的な建築物環境を提供する」という趣旨に則り、関係各省庁と同法のあり方等について検討を行った。

その結果、現時点で同法の「対象となる建築物」と「対象とならない建築物」の衛生管理状況の把握が必要との結論に至った。

下記主要要望事項の実現に向け調査研究項目を整理した結果、29年度より厚生労働科学研究補助金において「中規模建築物における衛生管理の実態と特定建築物の適用に関する研究」が実施されることとなった。

- ① 特定建築物対象範囲の拡大 (3,000 m²以上→2,000 m²以上)
- ② 建築物環境衛生管理技術者の緩和

4-7-4. 医療関連サービスマーク制度への協力

【目的】

- ① 高品質な病院環境実現の支援
- ② 医療関連サービス振興会とのパイプ維持・強化

【事業報告】

(1) 第67回医療関連サービスマーク認定申請書類の審査を174件行い、全国協会が実施した実地調査は122件であった。

なお、10月1日付に認定された件数は174件であった。

(2) 第68回医療関連サービスマーク認定申請書類の審査を172件行い、全国協会が実施した実地調査は123件であった。

なお、2月1日付に認定された件数は172件であった。

(3) 第69回医療関連サービスマーク認定申請書類の審査を138件行い、全国協会が実施した実地調査は99件であった。

なお、6月1日付に認定された件数は138件であった。

4-8-1. ビルクリーニング技能検定の実施

【目的】

- ① 技術向上のための資格付与（法令事項の完遂）

【事業報告】

複数等級化初年度にあたり、6月から7月にかけて地区本部別に説明会を開催、会員企業の教育担当者を中心に延べ700名の受講者に対して、1・2・3級の検定概要、経過措置、スケジュール等を周知した。

1・2・3級技能検定においては、10月に全国水準調整会議を開催し、11月に学科試験を、11月から2月にかけて実技試験を北海道から沖縄の全国10会場で実施した。1級は2,832名の受検者に対し合格者は1,391名（合格率49.1%）、2級は178名の受検者に対し合格者は78名（43.8%）、3級は352名の受検者に対し合格は205名（合格率58.2%）であった。2級については、平成29年度の受付を4月に行い全国で363名が申請した。

また、外国人技能実習生を対象にした基礎2級水準調整会議を5月24日に開催し、第1回検定試験を5月25日に実施した。

4-8-2. ビル設備管理技能検定の実施

【目的】

- ① 技術向上のための資格付与（法令事項の完遂）

【事業報告】

平成 28 年度受検申請者は、1・2 級合わせて 98 名（1 級 33 名、2 級 65 名）であった。7 月から 8 月にかけて東京・関東甲信越地区及び近畿地区において、実技試験・学科試験を実施し、合格者は 1・2 級合わせて 58 名（1 級 20 名、合格率 60.6%、2 級 38 名、合格率 58.5%）であった。

4-8-3. 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

【目的】

- ① 適切な自社品質評価、ユーザーへ改善提案できる資格者の育成
- ② ユーザーの発注（入札）条件への適用

【事業報告】

新制度による講習実施体制確立のため、全講師対象の水準調整会議を開催。新制度への移行手続きとしては、組織品質移行講習を全地区にて、作業品質移行講習を北海道、東北、東京・関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、九州にて開催し、1,746 名に資格証書を発行した。

また、新カリキュラムで講習を全地区で開催し、514 名に資格証書を発行した。

なお、新制度をより多くの人に理解いただくための働きかけをし、厚生労働省から各地自体宛に事業通知「建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)制度等について(情報提供)」が発信された。

さらに、「平成 28 年度生活衛生関係技術担当者研修会（厚生労働省）」で制度を紹介した。

4-8-4. 病院清掃受託責任者講習の実施

【目的】

- ① 病院清掃品質の高度化
- ② サービスマーク取得支援

【事業報告】

病院清掃受託責任者講習を北海道、東北、東京・関東甲信越(3 開催)、中部北陸、近畿(2 開催)、中国、四国、九州にて開催し、新規 1,201 名、再講習 1,693 名の合計 2,894 名に修了証書を発行した。次年度使用する教材については、マイナーチェンジにとどめることとし、一部最新データの追加・修正を行った。

また、病院清掃の品質確保・向上にむけて働きかける必要性から「病院清掃のマネジメント」を発刊した。

4-9-1. 講師確保・育成環境の整備

【目的】

- ① 持続可能な講師確保策の構築

【事業報告】

講師確保・育成環境の整備にむけた検討を試みたが実現には至らず、次年度への継続事項とした。

4-10-1. 保全業務マネジメントセミナーの開催

【目的】

- ① ユーザー（官公庁・民間）に対する適正な保全・発注業務の支援

【事業報告】

建築物の適正な保全を得るための発注・監督に関する知識啓発のため、発注事務運用ガイドラインの内容を中心としたセミナーを、宮城、東京(2回)、大阪、福岡の4地区5会場で開催した。

セミナーには、多くの官公庁等発注業務担当者や施設管理担当者が参加した。セミナーアンケート結果では、参加者の96.2%から「今後の業務に活用できる」との回答を得た。

4-10-2. ビルメン業務の発注事務運用ガイドラインの普及

【目的】

- ① 公共建築物の品質確保のための入札制度改善

【事業報告】

公共建築物の維持管理を適正化していくため、平成27年6月に厚生労働省より発出された「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の普及に努めた。

- (1) 保全業務マネジメントセミナー内で厚生労働省によるガイドラインの説明時間を設けた。
- (2) 要請に従って各地協会などの勉強会に協力支援を行った。
- (3) 平成28年7月、同年4月に発出された「建築物衛生行政の適正な運営について」の追加説明として、インスペクター制度の変更及びエコチューニング事業（技術資格者等）が紹介された。
- (4) 平成28年9月、厚生労働省生活衛生課長通知及び同省労働基準局賃金課長の連名により「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に係る地域別最低賃金額の改定に向けた対応についてが、各省庁会計担当課長宛及び各都道府県契約担当課長宛に発出され、最低賃金制度の適正な運用が周知された。

- (5) 平成 28 年 12 月、厚生労働省生活衛生課長より「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の実施状況について」が各省庁会計担当課長宛に発出され、同ガイドラインの取組の現状把握を目的とした調査が実施された。

4-10-3. 共通仕様書・積算基準の改訂支援

【目的】

- ① 共通仕様書・積算基準の内容適正化（実勢の反映）
- ② 共通仕様書・積算基準の利用拡大による庁舎管理予算の適正化

【事業報告】

適正な仕様書・見積書作成を支援するため、建築保全業務共通仕様書・同積算基準の平成 30 年度の改定に向け、経費率等検討部会、清掃 WG、設備保全 WG を設置し、改定内容を検討するとともに、国土交通省及び（一財）建築保全センターに委員を派遣するなど改定支援を行った。

なお、平成 29 年度も引き続き改定検討が行われ、平成 30 年 3 月に改定版が公表される予定である。

また、経費率等検討部会では、一部の会員に対し、建築保全業務社会保険等経費に関する調査を実施し、保全業務費への社会保険等の適正な反映に向けた提案資料を作成した。

4-10-4. 契約方式に関する調査研究

【目的】

- ① BM 業における性能発注の定義付け
- ② BM 業入札実態の把握と事業に活用可能なデータの整理・加工（入札実態調査）

【事業報告】

建築物の長寿命化を目的とした新たな契約制度を構築するため、性能発注方式 WG を設置し、性能発注方式のビルメンテナンス業務への適用について、仕様発注と性能発注の比較検討、性能発注方式の手順等を検討し、「ビルメンテナンス業務における新しい契約方式の提案（性能発注方式）」を作成した。

なお、平成 29 年度に本提案に基づき、業界内外に意見を求め、性能発注の定義づけを含めた性能発注方式ガイドラインの策定に向けて引き続き検討を行う。

また、発注関係事務ガイドラインの普及状況の把握、及び入札制度の問題点・課題等の把握・整理を行うため、各地協会に対し、清掃管理業務の発注事務に関する調査を実施し、調査結果を次年度にまとめる事とした。

4-11-1. 省エネ低炭素化（エコチューニング）ビジネス事業

【目的】

- ① 民間中小規模ビル、地方公共建築物における省エネ・低炭素化需要の確保
- ② エコチューニングビジネスによる BM 業界の事業ドメインの拡大
- ③ 環境省とのパイプの維持・強化

【事業報告】

環境省から「平成 28 年度エコチューニングビジネスモデル確立事業」の委託を受けて、次の事業を実施した。

- (1) ビジネスモデル確立を目指し、全国の会員が管理する建築物を対象に実践試行や遠隔支援システムを活用した実践試行を実施した。実践試行では、支援チームを設置し、計画書の添削指導や現地調査を実施した。また、遠隔支援システムの活用については、研修会を開催し、技術者の育成を行った。
さらに、実践試行データの今後の活用方法について検討を行った。
- (2) 国・地方自治体等に対する普及を目指しヒアリング等を実施した他、展示会への出展、環境省主催のセミナーやシンポジウムを開催した。
- (3) 認定制度が自立的・継続的に運営される体制整備のために、推進センターにおける経営戦略や普及戦略について、学識経験者や業界団体、行政関係者等によるビジネスモデル確立事業検討会で委託事業の総括等を議論した。
- (4) 環境省が定期的に見直しを行っている「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」において、同省は「役務：庁舎管理」を 28 年度の重点検討項目として設定し、「庁舎管理に係る専門委員会」を設置した。同省からの依頼に基づき、同専門委員会に委員を派遣した。
その結果、庁舎管理における「配慮事項」に「③エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること」として、エコチューニングの考え方が明記された。

4-11-2. 省エネ低炭素化（エコチューニング）認定事業

【目的】

- ① エコチューニングを実践する技術者の資格認定および事業者認定による技術的評価の向上

【事業報告】

環境省から指定を受け、当協会内に設置した推進センター事業として、次の事業を実施した。

(1) 第一種技術者資格認定に係る事業として、講習会及び筆記試験・実践課題審査、講習会アンケート等を実施した。

第1回目の認定として196名を認定し、認定証及び認定カードを送付した。

(2) 第二種技術者資格認定に係る事業として、講習会及び筆記試験、講習会アンケート等を実施した。

第1回目の認定として225名を認定し、認定証及び認定カードを送付した。

(3) 第1回目の事業者認定として73社を認定し、認定証を送付した。

また、(一財)省エネルギーセンターの有資格者を対象とした認定講習会、第二種技術者を対象とした補足講習会を開催し事業者拡充を図った。

さらに、事業者の認定要件の一つである「賠償資力の確保に関する事項」に対応した保険制度を新たに開始し、既存の賠償責任保険においてもエコチューニング業務の内容が追加された。

(4) 県や市・団体等から講演依頼があり、ビジネスモデル確立事業の成果や認定制度等についての報告や紹介を行った。

(5) 今後の需要拡大に活かせる塾を目指して、認定を受けた事業者と申請予定の会員に限定し、第1回「エコチューニング経営塾」を開催した。

(6) 制度運営委員会、技術者資格認定部会、事業者認定部会、普及支援部会の各会議を開催し、認定制度の円滑な運用と推進に努めた。

4-12-1. 省エネ低炭素化 (エコチューニング) ビジネス事業

【目的】

① エコチューニング普及に資する他団体事業・サービスとのコラボレーションによる会員事業ドメインの拡大、ユーザーへの提案力の強化

【事業報告】

将来的な「総合エネルギー管理」としてのエコチューニングの発展を見据え、災害時等に稼動する非常用自家発電設備のメンテナンス事業とのコラボレーションを検討し、(一社)非常電源保守連合会との連携を行った。

非常用自家発電設備のメンテナンスについては、法規制が遵守されていないなど課題も多いため、課題を解消する新たなビルメンテナンス・ビジネスを提案する「非常用自家発電設備・性能試験(負荷試験)セミナー」を全国8会場で開催して82人の参加を得ることができた。

5. BM 普及・啓発

5-12-1. BM 制度の普及啓発に関する事業

【目的】

- ① ユーザーや社会に対する業界資格制度の理解・利用促進
- ② 資格保有者（雇用企業）優位性の確立

【事業報告】

インスペクター及びエコチューニングの理解・利用促進を図るために、「保全業務マネジメントセミナー」や厚生労働省「平成 28 年度生活衛生関係技術担当者研修会」などの機会を積極的に活用し、普及に努めた。

また、インスペクター制度普及促進という目的に合致した「インスペクションの効率化に関わるシステム」について、認証基準に基づき 2 件の認定を行った。本システムは、インスペクターの業務軽減及びユーザーへの提案・レポートを効果的かつ効率的に実施できるものであり、インスペクター資格者（雇用企業）の差別化、及びインスペクション業務実施効率向上等に貢献する環境を提供した。

5-13-1. 外部機関との連携

【目的】

- ① 外部資源を活用した協会事業強化および業界課題解決

【事業報告】

（一社）日本ビルディング協会連合会を中心とする関係 4 団体の連絡協議会や、（一社）全国警備業協会との「警備業中央協議会」に参加するなど、各業界の抱える課題や現況の情報交換を行い、解決に向けた相互協力関係を強化した。

5-14-1. ビルメンこども絵画コンクールの実施

【目的】

- ① 教育的アプローチによる業認知・環境教育支援

【事業報告】

第 10 回コンクールを実施結果として過去最高の 12,128 点の作品が寄せられ、学校・団体・個人の応募は 1,242 団体に上った。

さらに、今回から初めて 47 都道府県すべての協会と共催した。

12 月には横浜で表彰式を開催して、文部科学、厚生労働、環境の 3 大臣賞をはじめ多数のこどもたちを表彰した。

また、受賞作品をウェブサイトなどで紹介することによって、業界の社会的認知度向上に寄与した。

なお、コンクール参加者以外へのアプローチとして、地域で開催されているこども向けイベントへの参加や、コンクール表彰式の会場を一般家庭向けこどもイベント「きずなアートフェス」と合同して行うなどし、一般社会への接点機会を拡大した。

5-15-1. 組織的な社会貢献の推進

【目的】

- ① BM 業界・協会の対外的な社会的評価の向上

【事業報告】

47 都道府県協会の社会貢献活動に対して、経費的な助成を行うべく、申請された 15 都道府県の活動内容に対して審査を行い、経費の一部を助成した。

なお、「各自治体の記者クラブ等メディアへの広報」を、申請条件として付加することによって、社会的認知の向上を図った。

6. 組織化推進

6-16-1. ビルメンヒューマンフェアの準備

【目的】

- ① イベント開催による協会メッセージの伝達

【事業報告】

平成 28 年度定時総会で「ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO 2017」(平成 29 年度開催予定)の開催決定を告知し、準備を行った。

3 月に資機材展示会の募集を開始するとともに、4 月にパーティ開催や宿泊の手配などに関する告知を発信した。

また、イベント開催の目的を「会員の仲間意識の高揚」と設定し、協会メッセージを伝達すべく会員の参加を促した。

7. 協会組織強化（機能）

7-17-1. 伝達媒体の運営

【目的】

- ① 協会情報の発信体制の最適化

【事業報告】

旧来の『全協ニュース』を改訂し、フルカラーでグラフや図表、写真を多用して全国協会の事業成果を分かりやすく「見える化」した『びるぼーど』を発行し、会員の理解促進を図った。

『月刊ビルメンテナンス』は表紙デザインの変更をはじめ、毎号特集を組むなど誌面充実、見直しを図った。

また、平成30年1月号より「会員向け情報誌」から「会員の営業支援ツール」へと大幅リニューアルを実施することを決定し、その準備を行った。

7-17-2. 外部媒体との交流

【目的】

- ① 内外関係者との円滑なコミュニケーションの場の確立・強化
- ② 外部からの情報収集・蓄積機能の確立

【事業報告】

会員、地区協会、ユーザー等の声が収集できる仕組みを構築し、ニーズ把握、蓄積した情報を活用するための仕組み作りに着手した。

7-17-3. 地区協会との協力体制の確保

【目的】

- ① 地区協会の運営強化への支援
- ② 全国協会最大の強みである「47協会ネットワーク」の堅持

【事業報告】

会員数が20社未満の9地区協会（島根、徳島、三重、青森、山形、山梨、長野、和歌山、奈良）を個別に訪問し、協会が抱える組織運営課題等をヒアリングするとともに、全国協会が実施可能な支援策として以下の項目等を設定し、一部で提供を開始した。

このように地区協会との連携を強化することを通して、対外的な強みとして評価されている47協会ネットワークの機能的な向上を目指した。

- ・全国協会が発行する書籍の販売による収益支援
- ・ビルクリーニング技能検定3級受検準備講習会の各地区開催支援
- ・非会員勧誘活動の支援（会員が増加した地区協会に対する助成）
- ・協会事務軽減の支援（会計ソフトの利用ライセンス提供）
- ・WEBサイト支援（新設、リニューアルへの助成等）

7-17-4. 50周年記念事業

【事業報告】

- ① 設立50周年記念式典の開催

平成28年7月25日、「全国ビルメンテナンス協会設立50周年記念式典」を、浅草ビューホテル（東京都台東区）にて開催した。

式典は、櫻井よしこ氏（フリージャーナリスト）による講演「日本よ、勁（つ

よ) き国となれ)、50周年記念特別表彰、祝賀会の3部構成で実施。特別表彰では、下記のとおり537名に感謝状を贈呈した。

- ・厚生労働大臣感謝状：109名
- ・職業能力開発局長感謝状：18名
- ・全国協会会長感謝状：393名
- ・世界連盟会長感謝状：17名

② 『50年史』の発行

『全国ビルメンテナンス協会50年史』(上製、B5判、144ページ、函入)を発行した。企画にあたっては「単に歴史を語るだけではなく、ビルメンテナン스의“現在”と“未来”をさまざまな切り口で紹介し、業界に従事する方々が仕事に誇りを持つことができる、自宅に持ち帰って家族に自慢できるような、リーダブルな作品とする」ことを目指して製作した。

(主な誌面構成)

一戸会長挨拶／祝辞／マンガ「君はまだビルメンを知らない」／あれもこれもビルメンテナンス／千葉CLEAR'S体験レポート「まるごと解体! 横浜ランドマークタワー」／報告「第21回世界ビルメンテナンス大会」「50周年記念式典」／写真特集「あのころ、あの仕事」／人物ルポ「いま、この仕事」／座談会「未来へ向けて」／50年の歩み／資料編／マンガ「君はもうビルメンを知っている」

以上